

グループホーム美郷 利用料金表

【2026年4月】

1. グループホームサービス料金（月額・30日計算）

| 介護度 | 介護保険 1割負担 | 介護保険 2割負担 | 介護保険 3割負担 | 居室料 | 食費 | 水光 熱費 | 共益費 | 合計 (1割) | 合計 (2割) | 合計 (3割) |
|------|--------------|--------------|--------------|--------|--------|----------|--------|----------------|----------------|----------------|
| 要介護1 | 31,313 | 62,625 | 93,937 | 61,950 | 64,800 | 12,300 | 15,210 | <u>185,573</u> | <u>216,885</u> | <u>248,197</u> |
| 要介護2 | 32,651 | 65,302 | 97,953 | | | | | <u>186,911</u> | <u>219,562</u> | <u>252,213</u> |
| 要介護3 | 33,507 | 67,014 | 100,521 | | | | | <u>187,767</u> | <u>221,274</u> | <u>254,781</u> |
| 要介護4 | 34,138 | 68,276 | 102,414 | | | | | <u>188,398</u> | <u>222,536</u> | <u>256,674</u> |
| 要介護5 | 34,808 | 69,616 | 104,424 | | | | | <u>189,068</u> | <u>223,876</u> | <u>258,684</u> |

上記料金には下記の加算が含まれています。

- ・協力医療機関連携加算…相談、診療を行う体制を確保している医療機関と連携している（1月105円・209円・314円）
- ・医療連携体制加算Ⅰ3…看護師を1名確保し24時間連絡が取れる体制を確保している（1日39円・78円・116円）
- ・認知症チームケア推進加算Ⅱ…認知症の者の占める割合が2分の1以上である（1月126円・251円・377円）
- ・生活機能向上連携加算Ⅱ…理学療法士等が訪問し共同で個別機能訓練を作成等している（1月209円・418円・627円）
- ・栄養管理体制加算…栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上受けている（1月32円・63円・94円）
- ・口腔衛生管理体制加算…口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上受けている（1月32円・63円・94円）
- ・科学的介護推進体制加算…利用者さんの基本的な情報を厚生労働省に提出し活用している（1月42円・84円・126円）
- ・高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ…協定指定医療機関と連携体制を確保している（1月11円・21円・32円）
- ・高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ…医療機関から感染制御等に係る実地指導を受けている（1月6円・11円・16円）
- ・生産性向上推進体制加算Ⅱ…委員会を開催し安全対策を講じた上で改善活動を行っている（1月11円・21円・32円）
- ・サービス提供体制加算Ⅰ…介護職員のうち介護福祉士の占める割合が70%以上である（1日23円・46円・69円）
- ・介護職員等処遇改善加算Ⅰ（所定単位数×18.6%）…介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行っている

その他として、以下の費用をご負担いただく場合があります。

- ・若年性認知症利用者受入加算…若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者さんが対象（1日126円・251円・377円）
- ・入院時費用…入院後、3月以内に退院、入居を受け入れる体制を整えている（1日257円・514円・771円）6回/月まで
- ・看取り介護加算…同意のもと、多職種共同にて介護に係る計画を作成し看取りを行った場合…（死亡日1338円・2,676円・4,013円、死亡日前日・前々日は1日711円・1,422円・2,132円、死亡日以前4日～30日は1日151円・301円・452円、死亡日以前31日～45日は1日76円・151円・226円）
- ・初期加算…入居した日から30日以内の期間について算定（1日32円・63円・94円）
- ・医療連携体制加算Ⅱ前12月間において医療的ケアが必要な入居者がいる場合（1日6円・11円・16円）
- ・退居時情報提供加算…医療機関へ退所した入居者について情報提供をした場合（1回262円・523円・784円）
- ・退居時相談援助加算…退居時に他の事業所と連携を図る場合（1回418円・836円・1254円）
- ・認知症専門ケア加算Ⅰ…認知症者の割合が2分の1以上で専門的な研修を修了している（1日4円・7円・10円）
- ・口腔・栄養スクリーニング加算…利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態のスクリーニングを行った場合（1回21円・42円・63円）6月に1回まで
- ・新興感染症等施設療養費…感染症に罹患した入居者を施設内療養した場合（1日251円・502円・753円）
- ・施設職員が死後の処置を行った場合の処置代…11,000円

2. 介護予防グループホームサービス料金（月額・30日計算）

| 介護度 | 介護保険 1割負担 | 介護保険 2割負担 | 介護保険 3割負担 | 居室料 | 食費 | 水光 熱費 | 共益費 | 合計 (1割) | 合計 (2割) | 合計 (3割) |
|------|--------------|--------------|--------------|--------|--------|----------|--------|------------|------------|------------|
| 要支援2 | 29,665 | 59,329 | 88,994 | 61,950 | 64,800 | 12,300 | 15,210 | 183,925 | 213,589 | 243,254 |

上記料金には下記の加算が含まれています。

- ・認知症チームケア推進加算Ⅱ…認知症の者の占める割合が2分の1以上である（1月126円・251円・377円）
- ・生活機能向上連携加算Ⅱ…理学療法士等が訪問し共同で個別機能訓練を作成等している（1月209円・418円・627円）
- ・栄養管理体制加算…栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上受けている（1月32円・63円・94円）
- ・口腔衛生管理体制加算…口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上受けている（1月32円・63円・94円）
- ・科学的介護推進体制加算…利用者さんの基本的な情報を厚生労働省に提出し活用している（1月42円・84円・126円）
- ・高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ…協定指定医療機関と連携体制を確保している（1月11円・21円・32円）
- ・高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ…医療機関から感染制御等に係る実地指導を受けている（1月6円・11円・16円）
- ・生産性向上推進体制加算Ⅱ…委員会を開催し安全対策を講じた上で改善活動を行っている（1月11円・21円・32円）
- ・サービス提供体制加算Ⅰ…介護職員のうち介護福祉士の占める割合が70%以上である（1日23円・46円・69円）
- ・介護職員等処遇改善加算Ⅰ（所定単位数×18.6%）…介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行っている

その他として、以下の費用をご負担いただく場合があります。

- ・若年性認知症利用者受入加算…若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者さんが対象（1日126円・251円・377円）
- ・入院時費用…入院後、3月以内に退院、入居を受け入れる体制を整えている（1日257円・514円・771円）6回/月まで
- ・初期加算…入居した日から30日以内の期間について算定（1日32円・63円・94円）
- ・退居時情報提供加算…医療機関へ退所した入居者について情報提供をした場合（1回262円・523円・784円）
- ・退居時相談援助加算…退居時に他の事業所と連携を図る場合（1回418円・836円・1254円）
- ・認知症専門ケア加算Ⅰ…認知症者の割合が2分の1以上で専門的な研修を修了している（1日4円・7円・10円）
- ・口腔・栄養スクリーニング加算…利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態のスクリーニングを行った場合（1回21円・42円・63円）6月に1回まで
- ・新興感染症等施設療養費…感染症に罹患した入居者を施設内療養した場合（1日251円・502円・753円）
- ・施設職員が死後の処置を行った場合の処置代…11,000円

3. 理美容料金（※要予約）

| 項目 | カット | 顔そり | シャンプー | カット+ 顔そり又は シャンプー | ヘアカラー | カット+ カラー又は パーマ |
|----|--------|--------|--------|------------------------|--------|----------------------|
| 料金 | 2,570円 | 1,000円 | 2,430円 | 3,290円 | 6,000円 | 8,290円 |

4. おむつ料金（単価）

- ・テープ止め（M）90円（L）100円、超うすりパッド（M）100円（L）110円、安心フィット 30円、ワット 30円
- ・尿とりパッド（2番）20円（4番）40円（6番）60円（8番）90円

5. 高額サービス費について（1ヶ月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えた時は越えた分が払い戻される制度です）

| 所得区分 | 世帯の上限額 | |
|---|--------|----------|
| 課税所得690万円（年収約1,160万円）以上 | 世帯 | 140,100円 |
| 課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満 | 世帯 | 93,000円 |
| 市町村民税課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満 | 世帯 | 44,400円 |
| 世帯の全員が市町村民税非課税 | 世帯 | 24,600円 |
| 前年の公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等 | 世帯 | 24,600円 |
| | 個人 | 15,000円 |